

公益社団法人日本獣医師会日本産業動物獣医学会 農場管理認定獣医師認定制度 運営規程細則

(目的等)

第1条 公益社団法人日本獣医師会日本産業動物獣医学会(以下「本学会」という。)農場管理認定獣医師認定制度運営規程第4条第2項、第5条及び第7条の規定に基づきこの細則を定める。

(基本資格)

第2条 農場管理認定獣医師の認定を受けようとする獣医師は、次の各号の基本資格を満たす必要がある。

- (1) 公益社団法人日本獣医師会の会員構成獣医師であること。
- (2) 5年間以上の農場管理獣医師に係る業務経験を有すること。
- (3) 学会発表や論文発表、学会への参加等により、生産獣医療や高度獣医療、法令、家畜衛生に関する最新の知識・技術を習得する意志を有すること。

(認定要件)

第3条 農場管理認定獣医師の認定を受けようとする獣医師は、以下の基本プログラム及び動物種別を選択した認定プログラムで構成される「農場管理認定獣医師研修プログラム」(以下「研修プログラム」という。)の受講を必要とする。なお、本研修プログラムの一部について、受講する年度から起算して過去3年度以内に受講したものも有効とする。

- 2 基本プログラムは対面またはオンライン講習により行い、受講の有効期間は5年間(第1項のなお書の期間は含まない。次項において同じ。)とする。
- 3 認定プログラムは講義・実習及びバーンミーティング形式の実践的実習により行い、受講の有効期間は5年間とする。

〔基本プログラム〕

(1) 共通プログラム

- ① 農場管理認定獣医師の基本的な考え方
- ② 関係法令・概論
- ③ 家畜衛生に関すること
 - ・家畜伝染病などの発生状況、診断方法
 - ・家畜の飼養衛生管理基準
 - ・海外悪性伝染病の発生状況、水際対策
- ④ 畜産物の安全性確保に関すること
 - ・畜産物の流通と消費 (FARM TO TABLE)
 - ・農場 HACCP
- ⑤ AMR 対策に関すること
 - ・要指示医薬品の取扱い
 - ・抗菌剤の適正使用・慎重使用
- ⑥ 動物福祉に関すること
- ⑦ その他必要な技能

(2) 動物種別プログラム

- ① 乳牛農場管理認定獣医師
 - a) 飼養管理状況の把握、疾病発生状況の確認と要因分析

- b) 給餌・栄養管理
- c) 繁殖管理
- d) 乳房炎・体細胞管理
- e) 護蹄管理
- ② 肉牛農場管理認定獣医師
 - a) 飼養管理状況の把握、疾病発生状況の確認と要因分析
 - b) 給餌・栄養管理
 - c) 繁殖管理
 - d) 肥育管理
 - e) 子牛・導入牛管理
- ③ 豚農場管理認定獣医師
 - a) 疾病発生状況の確認と要因分析
 - b) ワクチネーションプログラムの作成と適用
 - c) 飼養・栄養管理：繁殖豚、哺育豚、育成豚、肥育豚
 - d) 衛生管理
 - e) 繁殖管理

〔認定プログラム〕

(1) 専門的講義・実習

- ① 乳牛農場管理認定獣医師
 - 生産獣医療
 - a) 給餌・栄養管理
 - ア 粗飼料品質の評価法
 - イ 給与飼料計算
 - ウ 栄養状態の評価法
 - b) 繁殖管理
 - ア フレッシュチェックの方法
 - イ 超音波画像診断法
 - c) 乳房炎・体細胞管理
 - ア 搾乳衛生と正しい搾乳手順
 - イ 乳汁細菌検査法
 - d) 護蹄管理
 - ア 牛舎・牛床の評価法
 - イ 削蹄
 - e) 疾病管理・衛生管理
 - ア 家畜群における疾病発生要因の摘発と解決
 - 高度獣医療
 - a) 最新の外科的整復・手術手技
 - b) 最新の画像診断技術
- ② 肉牛農場管理認定獣医師
 - 生産獣医療
 - a) 給餌・栄養管理
 - ア 粗飼料品質の評価法
 - イ 給与飼料計算
 - ウ 栄養状態の評価法

- b) 繁殖管理
 - ア フレッシュチェックの方法
 - イ 超音波画像診断法
- c) 子牛・育成牛と導入牛の管理
- d) 導入後の管理とビタミンAコントロール
- e) 疾病管理
 - ア 家畜群における疾病発生要因の摘発と解決

○高度獣医療

- a) 最新の外科的整復・手術手技
 - b) 最新の画像診断技術
- ③ 豚農場管理認定獣医師
- a) 飼養・栄養管理：繁殖豚、哺育豚、育成豚、肥育豚
 - ア 飼料の保管と給与方法
 - イ 生産システム、オールイン・オールアウト
 - b) 繁殖管理
 - ア 交配と人工授精
 - イ 分娩管理
 - c) 衛生管理・ワクチネーションプログラム
 - d) 施設・設備の衛生管理
 - ア 洗浄と消毒方法
 - イ 衛生動物への対応
 - ウ 廃棄物（糞尿・敷料・死体など）の処理
 - e) バイオセキュリティ

(2) 生産獣医療に関するバーンミーティング形式の実践的実習

- ① 乳牛農場管理認定獣医師
生産獣医療を目的としたバーンミーティング形式での実践的実習
- ② 肉牛農場管理認定獣医師
生産獣医療を目的としたバーンミーティング形式での実践的実習
- ③ 豚農場管理認定獣医師
生産獣医療を目的としたバーンミーティング形式での実践的実習

(受講申請)

- 第4条 研修プログラムを受講しようとする者は、別に定める受講申請書に受講手数料を添えて本学会に申請するものとする。
- 2 本学会は、前項の受講申請書の提出を受けた場合には、第2条に規定する基本資格に照らして受講の可否を決定し、速やかに申請者に通知する。なお、研修プログラムのうち基本プログラムのみを受講しようとする者については、第2条の基本資格の規定は適用しない。
 - 3 受講申請の方法等については、本学会のホームページ及び日本獣医師会雑誌等で公表する。

(認定試験の受験資格)

- 第5条 農場管理認定獣医師の基本資格と研修プログラム受講の認定要件を満たした場合に受験資格が与えられる。ただし、前条第2項のなお書に該当する者の受験は認めない。
- 2 受験者は、本会が別に定める受験申請書に必要事項を記入して本学会に提出し、認定試験受験料を納入する。

(認定試験)

第6条 認定試験は、年1回以上実施する。

- 2 認定試験の日時、場所等及び受験方法については、本学会のホームページ及び日本獣医師会雑誌等で通知する。
- 3 認定試験の可否結果は、試験後1カ月以内に通知する。

(認定登録及び登録情報の公開)

第7条 認定試験に合格した者は、農場管理認定獣医師の認定登録申請を行うことができる。

- 2 農場管理認定獣医師の登録を申請する者は、本学会が定める認定登録申請書に必要な事項を記入して本学会に提出し、認定登録料を納入する。
- 3 本学会は、前項の認定登録申請書の記載内容が適当と認められる場合は、当該登録申請者を農場管理認定獣医師名簿に登録するとともに、認定証を授与する。
- 4 農場管理認定獣医師の氏名等の登録情報は、本学会のホームページ上で公開する。

(資格更新)

第8条 農場管理認定獣医師の更新には、有効期間内の認定更新用研修の受講を必須とするほか、学会発表や論文発表、学会や研修会への参加等により、別表に定める農場管理認定獣医師の資格更新に必要なポイント数を取得しなければならない。

- 2 農場管理認定獣医師資格の認定更新を希望する者は、本学会が定めた更新審査申請書に必要事項を記入して本学会に提出するとともに、更新料を納入する。
- 3 農場管理認定獣医師更新手続きは、農場管理認定獣医師資格の有効期限を迎える1年前から資格更新の申請を行うことができることとする。

(第三者による評価)

第9条 本学会は、農場管理認定獣医師の認定審査に係る事務の実施状況等について、第三者による評価を毎年1回受け、評価結果を公表するものとする。

(料金等)

第10条 農場管理認定獣医師の資格の認定等に要する各料金は以下のとおりとする。

- (1) 研修プログラムのうち基本プログラムの受講料は、本学会の会員は5,000円、それ以外の獣医師は10,000円とする。
- (2) 研修プログラムのうち認定プログラムの受講料は受講者募集時に通知する。
- (3) 認定試験受験料は10,000円とする。
- (4) 認定登録料は10,000円とする。
- (5) 認定更新料は10,000円とする。

(細則の改廃)

第11条 この細則の改廃については、農場管理認定獣医師認定委員会の承認を経て行う。

附則 この細則は、令和6年6月1日より施行する。

農場管理認定獣医師制度規程細則〔農場管理認定獣医師の資格更新ポイント数〕

種 別		評点項目	ポイント数
A	認定更新研修会	認定更新研修会の受講 (獣医学術学会年次大会等において開催)	必 須
B	実 務	農場管理獣医師としての臨床業務	必 須
C	学術活動	獣医学術学会年次大会	/
		一般口演、研究報告 (口頭発表者)	10
		(共同研究者)	5
		地区学会長賞受賞講演 (口頭発表者)	20
		(共同研究者)	10
		依頼講演 (シンポジウム、教育講演等)	20
		獣医学術地区学会	/
		一般発表等 (口頭発表者)	10
		(共同研究者)	5
		依頼講演 (教育講演等)	10
		他の学協会等の学会・研究会 (依頼講演、一般発表等) (口頭発表者・共同研究者)	5
		日本獣医師会雑誌 (筆頭著者)	20
		(共同研究者)	10
		日本獣医学雑誌 (JVMS) (筆頭著者)	20
		(共同研究者)	10
その他の獣医学関連雑誌 (審査制度有) (筆頭著者)	10		
(共同研究者)	5		
学会参加	獣医学術学会年次大会への参加登録	4	
獣医学術地区学会への参加登録	2		
他の学協会等の学会・研究会への参加登録	1		

農場管理認定獣医師の資格更新のためには、以下の全ての条件を満たすことが必要です。

A・・・研修会の受講

B・・・実 務

C・・・学術活動 (有効期間内に合計 20 ポイント以上を取得)